

【表3】工場事業場の騒音

騒音規制法に基づく規制

		昼間 7：00～19：00	朝・夕 6：00～7：00 19：00～22：00	夜間 22：00～6：00
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれに相当する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

		昼間 7：00～19：00	朝・夕 6：00～7：00 19：00～22：00	夜間 22：00～6：00
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第5種区域	工業専用地域	75 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値となります。(第1種区域を除く。)

建設作業の騒音

騒音規制法に基づく規制

区域の区分	指定地域の範囲	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域およびこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80m以内の地域	85 デシベル以下	7：00～19：00	1日 10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域	騒音規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域		6：00～22：00	1日 14 時間を超えないこと		

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準※	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
85 デシベル以下	7：00～19：00	1日 10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと

※災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業は除く。